

# 「建築基準法・建築物省エネ法改正に係る建築士サポート」

一般社団法人奈良県建築士事務所協会  
〒630-8115 奈良市大宮町2丁目5番7号  
TEL: 0742-34-8850 FAX: 0742-34-8886

○2025年4月（予定）から建築基準法等改正により、建築確認時の確認申請図書の提出範囲が拡大  
構造・省エネ関連の図書の提出が新たに必要となります。 → そこで、個別物件について、当該申請に基づき  
当協会が **サポート\*** を行います。

## ■ 4号特例が変わります

### 1 「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります



### 2 確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります



## ■ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合義務づけ

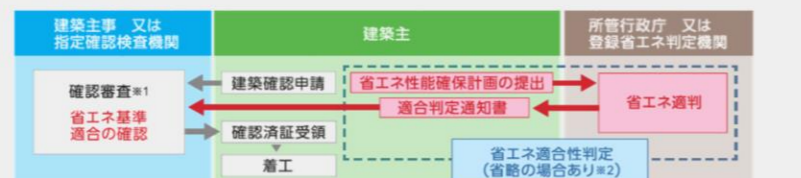
### 1 原則※ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます

	非住宅	住宅
〈現行〉 大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務
中規模	適合義務 (2021.4~)	届出義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務
〈改正〉	適合義務 (2017.4~)	適合義務 (2021.4~)

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡を想定)以下のもの及び、現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く

### 2 建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行います

- 省エネ基準へ適合しない場合や、必要な手続き・書面の整備等を怠った場合は、確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがあります。
- 新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準(気候風土適応住宅についての合理化措置を含む)が適用されます。



※1 完了検査時においても省エネ基準適合の検査が行われます。 建築基準法等の改正は、「国土交通省仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、適合性判定は省略されます。のリーフレット」から引用しています。

## ■ 構造規制の合理化・二級建築士の業務範囲の見直し

### 構造規制の合理化・二級建築士の業務範囲の見直し

2025年4月施行予定

高度な構造計算までは求めない、簡易な構造計算(許容応力度計算)で建築できる範囲を高さ16m以下まで拡大します。また、構造計算が必要となる規模を延べ床面積300㎡超に拡大します。あわせて、二級建築士の業務範囲を「階数3以下かつ高さ16m以下」に変更します。

#### 木造建築物の構造計算対象の規模

規模	高さ		構造計算	その他
	高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超 60m以下 ※軒高9m超		
階数2 または 階数1	500㎡以下	仕様規定	高度な構造計算	時刻歴応答解析
階数2 または 階数1	500㎡超	仕様規定		
階数3	簡易な構造計算 許容応力度計算	高度な構造計算 許容応力度等計算 保有水平耐力計算 限界耐力計算	時刻歴 応答解析	
階数4以上	簡易な構造計算 許容応力度計算	時刻歴 応答解析		

※階数は地階を除く。

※階数は地階を除く。

小規模な伝統的木造建築物等について、高度な構造計算により構造安全性を確認した場合でも、構造設計一級建築士が設計又は確認を行い、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定を不要とします。

#### 小規模建築物(法第20条第1項第四号に掲げる建築物)における高度な構造計算の場合の建築確認の手続き



※1 構造設計一級建築士 ※2 専門的知識を有する建築主事等(構造計算適合判定資格者を想定)

※この他、省エネ化等による建築物の重量化に対応するため、ZEH水準等の木造建築物の構造基準の見直しを予定しています。

## サポート\*

- ◆サポートは、以下のとおり限定。
  - ・サポート期間は、令和5年11月1日(水)～令和6年2月29日(木)までです。
  - ・サポートは20件とし、多数の場合はお断りします。
  - ・申請段階前の相談によるサポートを優先実施させていただきます。
  - ・構造関係、省エネ関係のサポート(=助言)は、次のとおりで、構造や省エネと関係ない規定の助言、構造や省エネに関する具体的な設計提案などは行いません。
- また、基準への適合性を確認するものではありませんので、適否について責任は負いません。
- 省エネは、「仕様規定」に限定します。
- 《構造関係》
  - ①構造関連添付図書の種類及び記載方法

- ②仕様規定によるチェック方法及び記載方法
- 《省エネ関係》
  - ①省エネ関連添付図書の種類及び記載方法
  - ②仕様基準によるチェック方法及び記載方法
  - ③省エネ計算の種類と特徴
  - ④省エネ計算ソフトのダウンロード先の紹介
- 《その他》
  - ①住宅ローン減税に必要な適合証明書作成アドバイス
- ◆流れは、以下のとおり。
  - ・サポートを受けたい建築士の方は、当協会に申し込んでください。 ☎0742-34-8850 月～金(土・日・祝日休) 9:30～16:30
  - ・お受けできる場合は、サポート員等の日程調整を行い、サポート日を指定させていただきます。
  - ・当日は、貸会議室において、対面で助言させていただきます。

